

公益社団法人鶴見法人会

# Hot Line

2012

7

July



No.515

# SCHEDULE

## 主要行事予定

平成24年7月～9月

| 日時     | 行事名                                       | 場所            | 一般可 |
|--------|---|---------------|-----|
| 7月     |   |               |     |
| 2日(月)  | 19:00～ 青年部会正副部会長会議                        | 法人会会議室        | ×   |
| 3日(火)  | 18:00～ 大型保障制度推進会議                         | レンブラントイン横浜鶴見  | ×   |
| 4日(水)  | 18:00～ 税制委員会                              | 法人会会議室        | ×   |
| 6日(金)  | 10:00～ 青年部会7月海外研修例会 (7/6～9)               | カンボジア         | ×   |
| 10日(火) | 19:00～ 青年部会役員会                            | 法人会会議室        | ×   |
| 11日(水) | 17:30～ 第1回法人会セミナー 受付 午後5時30分 開会 午後6時      | 法人会会議室        | ○   |
| 12日(木) | 18:00～ 役員支部幹事合同公益事業勉強会 受付 午後6時 開会 午後6時30分 | ホテルキャメロットジャパン | ×   |
| 18日(水) | 18:00～ 第24回フラットルーム情報・交流サロン                | 法人会会議室        | ×   |
| 25日(水) | 13:30～ 決算法人説明会                            | 法人会会議室        | ○   |
| 26日(木) | 13:30～ 新設法人説明会                            | 法人会会議室        | ○   |
| 28日(土) | 9:15～ 県法連社会貢献活動「ヤビツ峠下草刈り」                 | 丹沢山ヤビツ峠       | ○   |
| 30日(月) | 19:00～ 青年部会正副部会長会議                        | 法人会会議室        | ×   |
| 8月     |   |               |     |
| 3日(金)  | 18:00～ 鶴見中央支部研修会                          | レンブラントイン横浜鶴見  | ○   |
| 6日(月)  | 19:00～ 青年部会役員会                            | 法人会会議室        | ×   |
| 22日(水) | 13:30～ 決算法人説明会                            | 法人会会議室        | ○   |
| 22日(水) | 18:00～ 事業委員会                              | 法人会会議室        | ×   |
| 23日(木) | 7:30～ ファミリー研修会                            | 東京ディズニーランド    | ○   |
| 9月     |   |               |     |
| 3日(月)  | 19:00～ 青年部会正副部会長会議                        | 法人会会議室        | ×   |
| 10日(月) | 19:00～ 青年部会役員会                            | 法人会会議室        | ×   |
| 13日(木) | 17:30～ 第2回法人会セミナー 受付 午後5時30分 開会 午後6時      | 鶴見公会堂1・2会議室   | ○   |
| 14日(金) | 15:00～ 平成24年度第30回源泉所得税研修会第3講              | 法人会会議室        | ○   |
| 26日(水) | 13:30～ 決算法人説明会                            | 法人会会議室        | ○   |
| 27日(木) | 13:30～ 新設法人説明会                            | 法人会会議室        | ○   |

### Profile

有限会社味香佐

- 下末吉支部
- 代表取締役専務 槇島将充 氏
- 妻 千智さん  
長女 祈ちゃん



撮影: (有)セントラルスタジオ  
撮影場所: 割烹 味香佐

### INDEX

|                 |   |
|-----------------|---|
| 第1回通常総会         | 1 |
| 平成24年度事業計画      | 2 |
| 感謝状並びに記念品贈呈者名簿  |   |
| 平成23年度収支計算書統括表  |   |
| 平成24年度収支予算書統括表  |   |
| 平成25年度税制改正要望書   | 3 |
| 理事会報告           | 4 |
| 事業レポート          | 5 |
| これからの主な催し       |   |
| 署からのお知らせ        | 6 |
| 鶴見ガイドあれこれ       | 7 |
| 企業にとってのあんな話こんな話 | 8 |
| 新入会員紹介          | 9 |

独身時代の思い出に、表紙のお嬢様募集中!

# 第1回通常総会

5月28日(月)

5月28日(月)ホテルキャメロットジャパンにて、公益社団法人移行後、第1回の通常総会を開催した。浅賀副会長の開催の言葉に続き、長谷川会長のあいさつは、「皆様のご協力をいただき、本年4月1日無事に公益社団法人鶴見法人会として再スタートを切らせていただきましたので、第1回の総会となっております。すでに昨年より法人会の事業を一般に公開いたしまして、大勢の方にご参加いただきました。その事業の中でも、ほうじん劇場、新春講演会、青年部会のトレジャーハンティングinつるみ、女性部会の映画鑑賞会等好評をいただきました。又、東日本大震災を受け埼玉県加須市の旧騎西高校へ町役場ごと避難しております双葉町の皆様700名に、会員・一般の皆様130名で、さんまの塩焼き、とん汁、ご飯、焼きそば等の炊き出しをさせていただきました。さらに鶴見区役所主催の東日本大震災復興コンサートに参加いただきました、福島県安積黎明高校の合唱団と獅子の皆様を翌日、横浜港ランチクルーズに招待させていただきました。これからも震災対応の地域貢献を進めて参りたいと思いますので、会員の皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。さて、平成24年度ですが、公益社団法人としての鶴見法人会の足固めと、それに伴い、支部編成も終わり12支部になりましたので、支部活動の充実、活

性を重点目標にして参ります。ちなみに支部役員を対象に公益対応、支部活動についての勉強会を7月12日にホテルキャメロットジャパンにおきまして開催いたしますので、ご参加いただきたいと思います。平成24年度は法人会の再スタートの年となりますので、皆様のご協力をお願いいたします。あいさつとさせていただきます。」と述べられました。

第一部総会では、会長が議長を務め社団法人鶴見法人会としての平成23年度事業報告、収支決算報告、会計監査、社団法人鶴見法人会解散登記並びに公益社団法人鶴見法人会設立登記報告、公益社団法人設立による監事増員について審議がおこなわれ承認され、続いて、平成24年度事業計画、平成24年度収支予算についての報告事項がおこなわれました。

続きまして、ご来賓の祝辞を鶴見税務署長 島田富儀様、神奈川県税事務所長 宮崎仁男様より頂戴いたしました。

第二部懇親会では、ご来賓を代表して山崎鶴見区長、山田東京地方税理士会鶴見支部長、竹田大同生命保険(株)新横浜支社長よりご祝辞をいただき、里崎鶴見税務署副署長の乾杯のご発声により懇親会を開催しました。



第一部総会



総会第二部 抽選会



総会第一部  
長谷川勝一 会長



総会第一部  
鶴見税務署署長  
島田富儀 様



総会第一部  
神奈川県税  
事務所長  
宮崎仁男 様



総会第二部  
鶴見区長  
山崎幹夫 様



総会第二部  
東京地方税理士会  
鶴見支部支部長  
山田隆廣 様



総会第二部  
大同生命保険(株)  
新横浜支社長  
竹田成人 様



総会第二部  
鶴見税務署  
副署長  
里崎 馨 様



# 平成25年度税制改正要望事項

## 一、歳入・歳出、税制・財政

### I 財政健全化(構造問題)

1. 日銀による国債の買入れ  
財政健全化を消費税増税ですと不況になる。日銀が国債を買い入れると円安とインフレになり政府借金を返せる。財政の健全化は増税かインフレかでの課題でもある。
2. アングラマネーへの課税。  
反社会的アングラマネーを透明化し、またタックス・ヘイヴン利用を防ぎ課税することで増収を増やす。
3. 税率の引き下げと最適税率の確定。最適税率を分析する専門家集団を組織したい。
4. 三位一体の改革(地方への税源委譲等)  
三位一体改革とは地方への事業と税源の委譲による。今後赤字削減は移民が重要で、減税や高福祉が移民成功報酬として地域還元する税制を構築したい。
5. 少子高齢化対策、移民税制の確立  
少子化のため移民が必要である。移民の母国自治体と我が国の自治体が提携し税を分けあう税制を確立することで移民の国際的獲得に有利になる。不安解消のため土地の利用権を自治体に属させる対応もある。

### II 社会保障費の財源確保

1. 公的年金のあり方(安定的財源の確保(税方式、保険料方式))  
公的年金は税方式が望ましい。しかし支給額は地域ごとに算出すべきである。地域毎の努力が期待でき、消費税は市町村の財源とすることが望ましい。
2. 持続的な社会保障制度の確立。移民を受け入れた地域自治体の税源と事業が充実し住民の税金は安くなる。

### III 行財政改革の徹底

1. 生活保護費不正受給の削減  
日銀の国債買入れで円安とインフレになり、ドル換算賃金を下げ雇用が増え生活保護費を削減する。
2. 地元企業グループと役所で構成する公共事業削減公開討論会を設置する。
3. 公的支援の削減と天下り禁止の徹底。天下りは企業の生産性を下げ増収を減少させる。
4. 公務員の削減。IT技術等による国と地方公共団体の業務共通化によりリストラを求めたい。
5. 内国歳入庁。国税、社会保険料と地方税の徴収を「歳入庁」に一元化し、経費と公務員の削減ができる。
6. 特別会計と監査の改革。特別会計も歳出の見直しを進める。会計検査院は議会に所属させ議会からの要請を中心にすべきである。

## 二、経済

### I 当面の景気対策、中小企業の活性化

実力以上の円高であり、中国と東アジアの為替秩序を新たに構築したい。日本企業の国際競争力を強化するために自衛的兵器輸出を解禁すべきである。国内に中国などの飛び地として共同租税地域を創設し工場生産を促す。海外に居住する労働者にIT利用の遠隔操作で日本企業の国内生産業務などを行わせる。

### II 公認会計士監査制度の改革。利害関係のない第三者が監査役を適切に選任するシステムが求められる。

### III 国内の「農業と税を請け負う自由村」や「国境を越えた自由都市」の提携が経済成長し増収が増える。都市の連携は「東アジアハンザ同盟」に発展する。

## 三、国と地方

小自治体に税源と公共事業を委譲することが民主主義である。大都市の行政区長を選挙で選ぶ制度にしたい。市町村は合併より連合によるコスト削減が求められ、大きな事業は自治体連合で補完する制度にしたい。「道州制」とは日本を小国家の連合である連邦国家にする議論である。

## 四、国税・地方税

### I 法人税

複雑怪奇な租税特別措置の見直し簡素化したい。法人税における欠損金の繰り戻しも再び7年とすることを望む。退職給付引当金制度の復活を望む。また、法人実効税率30%以下を望む。

### II 個人所得税

少子化対策よりも途上国の増加人口を受け入れる方が合理的である。給付付き税額控除で低所得者に給付金を支給するとコストが安い。それには共通の番号制度管理が必要だ。個人事業主にのみ法人課税を復活させる。

1. 所得税の抜本的改革  
個人事業者と同族会社では税に不均衡があり、公平を図り個人事業者が法人かを納税者の選択にしたい。
2. フラットタックス  
フラット・タックスは税率が単一である。消費ベース課税で課税が明瞭である。

### III 資産課税

1. 事業承継税制の確立  
国際的に考えて相続税は廃止すべきである。廃止出来ないのであれば様々な改正を要望したい。
2. 金融所得一体課税  
金融商品から得られた利益を失った損失で相殺できる金融所得一体課税は、個人金融資産を流動化させ産業を活性化させる。金融番号を創設すべきであり、外国人労働者も母国共通化して身分照会労働許可に役立つ。

### IV 消費税

少子高齢化が進むと財政赤字は深刻化し移民の受け入れが重要になる。消費税を市町村税とし、移民と年金の状況により地方毎に消費税税率を決定したい。複数税率は好ましくない。消費税の逆進性については低所得者へ配慮する必要がある。市町村単位であれば転居により税制の選択も可能になり、税制にも市場原理が働くようになる。高度な住民自治を実現するためには、住民が他と比較・選択できる税制が強く望まれる。

### V 地方税

1. 再建築価格基準性の見直し。土地建物を適正な流通価格により公正に査定することを強く望む。
2. 償却資産税。償却資産に対しても固定資産税が課され企業の設備投資意欲を低下させる。
3. 固定資産評価審査委員会。審査委員会を独立した公選制にすることで公平な審査を実現したい。
4. 学校税(教育委員会)  
文部科学省や都道府県教育委員会から独立した公選制教育委員会を設置すべきである。自治体ごとに固定資産税に学校税を上乗せできる税制改革が望まれる。固定資産税が高くなっても、不良が少なくなるから環境はよくなり土地の時価が高くなるため納税者の不満は少ない。

### VI 環境税

1. 石炭石油税上乗せの見直し  
現在は円高である。今であれば石炭石油税上乗せも企業は許容できる。しかし、為替が円安になれば企業は石炭石油税上乗せを許容できない。為替の動向に連動する柔軟な税制が望まれる。
2. エネルギー税制全般の見直し  
環境税は東アジア全体で考えるべきである。環境税は日本だけではなく、中国と韓国と同条件で同時期に実施すべきである。日本だけで環境税を施行するのであれば製造業において製造原価が増加する。

### VII その他

1. 租税教育  
租税教育で重要なのは租税の歴史である。
2. 格差是正  
富裕な家庭の子が貧しい家庭の子よりも有利となる格差が生じる。格差社会を是正し、活力のある社会の再構築には学歴、資格を根本から見直す必要がある。
3. キャリア制度(国家公務員上級試験制度)の見直し  
キャリア登用にインターネット大学・大学院を活用し、現場で人間形成をした人物も登用しよう。
4. 税理士、会計士試験の改正  
納税者が必要とする税務会計知識や技術を問うべきである。現在の税理士試験・会計士試験は新規会計士の参入を抑える落とすだけの試験である。

## 理事会 4月19日(木)

法人会会議室にて、鶴見税務署より秦第一統括官並びに署幹部1名のご出席を賜り、当理事20名が出席し開催した。

今回の議案は、第1回通常総会に上提する議案の審議をおこない承認された。

第一号議案 社団法人鶴見法人会としての平成23年度事業報告承認の件

第二号議案 社団法人鶴見法人会としての平成23年度収支決算報告承認の件

第三号議案 社団法人鶴見法人会解散登記並びに

公益社団法人鶴見法人会設立登記報告の件

第四号議案 公益社団法人設立による監事増員の件



## 事業レポート

4月12日(木)・13日(金)

●第7回

法人会全国女性フォーラム  
(群馬大会)



全国法人会総連合主催の全国大会が群馬県の「グリーンドーム前橋」で盛大に開催され、当部会から春山部会長、他4名が参加した。

今回の女性フォーラムでは、第1部として医療法人中央群馬脳神経外科病院理事・医学博士の中島英雄氏(桂 前治)をお迎えして「笑いと健康」と題した記念講演がおこなわれました。

5月9日(水)

●鶴見法人会女性部会  
平成23年度通常総会



レンプラントイン横浜鶴見において、平成23年度女性部会通常総会を開催した。当日の出席者は部会員34名、来賓16名の50名でした。

田島副部会長の開会の辞から総会が

始まり、春山部会長あいさつに続き、第一議案平成23年度事業報告及び第二号議案平成23年度決算報告の件、第三号議案平成24年度事業計画案承認の件及び、第四議案平成24年度収支予算案承認の件までの議案が満場一致で承認され、議事が終了しました。引き続き、ご来賓を代表して鶴見税務署署長島田富儀様、鶴見法人会会長長谷川勝一様、大同生命保険(株)新横浜支社長竹田成人様よりご祝辞を頂戴し、第一部の総会が無事に終了しました。

第二部の懇親会では、来賓のご紹介から始まり、鶴見法人会青年部会長小林政仁様よりご祝辞を頂戴し、鶴見税務署副署長里崎馨様の乾杯のご発声により懇親会が開催されました。抽選会もおこなわれ、鶴見法人会副会長森田洋司様の閉会の辞で懇親会が終了しました。

5月11日(金)

●第30回源泉所得税研修会  
(開講式)／源泉部会



5月から12月まで全5回にわたり研修会を開催します。第1回目として5月11日(金)は受講者16名が出席し、鶴見税務署副署長里崎馨様をお迎えし、中村源泉部会長が出席して開講式をおこなった。これ以降のテーマごとの聴講についても、皆様の参加をお待ちしております。

5月17日(木)

●第33回通常総会／青年部会



青年部会は5月17日(木)ホテルリブマックス横浜鶴見の2階会議室において、第33回通常総会を開催した。

当日の部会員出席者は41名、委任状の提出者が37名と合計が過半数を超えており、総会が正式に成立している事が確認された。参加者は上記部会員の他に来賓13名、事務局2名、一般3名の計59名であった。

小林(真)副部会長の開会の辞により幕を開けた総会は、小林(政)部会長の挨拶、議長選出を経て第一号議案から第四号議案までの事業報告・決算報告・事業計画及び予算が示され、また承認された。

来賓紹介の後、来賓代表として鶴見税務署 里崎副署長、本会長谷川勝一様より祝辞を頂戴した。また前年度の末にて青年部会を卒業された方々を代表し小笠原英晃氏より感慨深きお言葉を頂戴した。閉会の辞を小林(博)副部会長が勤め、第一部の総会が終了した。

第二部の懇親会では、来賓の祝辞として女性部会春山洋子部会長より、お言葉を頂戴した後に乾杯の発声を鶴見税務署秦統括官をお願いしていたが、まずは乾杯を行い、各委員会あいさつ・新入部会員紹介後の場が和やかになった頃、祝辞を頂く事に急遽変更された。

この急遽の変更に対し、臨機応変に立ち回って頂いた春山部会長に大きな拍手が注がれた。

その後も青年部会員の結婚報告や、しばらく顔を出せないが為の代理人の紹介などを間に挟みながら来賓の皆様や部会員で輪を作り、今後の部会運営などを語り合い情報交換を行った。中締めの発声を青年部会担当である本会伊藤副会長より頂戴し、華やかながらも凛とした今年度の通常総会に幕が下ろされた。

**5月19日(土)**  
**●平成24年度**  
**第1回法人会釣り大会**



会員17名参加の参加で鶴見橋際の釣船隠居屋さんより8時に出船し、行程30分程の東京湾・中の瀬の釣りポイントで終日キス釣を堪能いたしました。絶好の釣り日和に恵まれ、朝から型の良いキスがポチラポチラと釣れ、キス以外にもタコやカレイも上がり全員楽しみました。

大会はキス3匹の総重量で競われ成績は下記のとおりです。

優勝・池原 勝徳 氏  
 準優勝・長島 裕二 氏  
 第3位・田島 耕三 氏

**6月6日(水)**  
**●女性部会バス研修会**



台風の影響による小雨模様の中、資生堂鎌倉工場・三浦ガラス工芸館・三崎港とバス研修会をおこないました。鎌倉プリンスホテルの昼食時には雨も止み湘南の海を眺めながら、素敵な一時を過ごしました。

**6月8日(金)**  
**●第30回**  
**源泉所得税研修会(第二講)**  
**源泉部会**



日本年金機構鶴見年金事務所担当官を講師にお迎えして、受講者17名が参加して「社会保険徴収事務」について健康保険、厚生年金保険料の算出等の研修会を法人会会議室にて開催した。

**6月10日(日)**  
**●鶴見東支部バス研修会**



会員13名、一般7名が参加し、長野県・小布施の食べ歩きの自由散策、信州さくらんぼ狩りのバス研修会を開催した。

**6月18日(月)・19日(火)・**  
**27日(水)・28日(木)**  
**●生活習慣病検診／厚生委員会**



1日人間ドック形式の生活習慣病検診(腫瘍マーカー検査、超音波検査等)を4日間にわたり青色申告会館にて実施しました。

今回は11月又は12月に予定しておりますが、ご自身並びにご家族、従業員の皆様の健康管理にご利用ください。

お楽しみの催しや、役に立つ研修会にぜひご出席ください!

**これからの主な催し**

**第1回法人会セミナー**

**7月11日(水)**  
**事業委員会**

内容「鶴見駅東口再開発等最新情報」  
 受付:午後5時30分  
 開会:午後6時00分  
 場所:法人会会議室  
 会費:500円  
 (一般、非会員:1,000円)

「鶴見駅東口再開発等最新情報」について各担当者をお迎えして開催いたします。

**平成24年度役員支部幹事**  
**合同公益事業勉強会**

**7月12日(木)**  
**組織委員会**

受付:午後6時  
 開会:午後6時30分  
 場所:ホテルキャメロットジャパン  
 会費:無料

講師に(株)AIPコンサルタント担当者を  
 お迎えして「公益事業勉強会」を開催いたします。

**ファミリー研修会**  
**(東京ディズニーランド)**

**8月23日(木)**  
**厚生委員会**

集合場所:金光教前  
 集合時間:午前7時30分(時間厳守)  
 定員:先着50名(バス1台分)

先着順ですので、事務局までお早めにお申込ください。

**地域社会貢献活動**  
**「ふれあいの家」チャリティーバザー**

**8月26日(日)**  
**生麦支部**

生麦支部では、地域社会貢献活動として、ふれあいの家(生麦地区センター)にてチャリティーバザーをおこないます。

**源泉所得税研修会(第3講)**

**9月14日(金)**  
**源泉部会**

今回のテーマは「経済的利益と源泉徴収」で主な内容は「基本的な知識・事例、設問等」です。また、聴講したいテーマのみの聴講も出来ますので事務局まで申してください。

## 法人税関係法令改正のお知らせ

平成23年12月に、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布されました。法人税関係法令の主な改正項目は次のとおりです。

### 1 法人税率の引下げ

| 普通法人・人格のない社団等の場合                     |             | 平24.4.1前<br>開始事業年度<br>(改正前) | 平24.4.1～平27.3.31<br>までの間に<br>開始する事業年度 |
|--------------------------------------|-------------|-----------------------------|---------------------------------------|
| 中小法人(相互会社、大法人の100%子会社等を除く)又は人格のない社団等 | 年800万円以下の部分 | 18%                         | 15%                                   |
|                                      | 年800万円超の部分  | 30%                         | 25.5%                                 |
| 中小法人以外の法人                            |             | 30%                         | 25.5%                                 |

上記以外の協同組合等、公益法人等、特定の医療法人等についても引下げが行われています。

なお、復興財源確保法により、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以降3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度については、各事業年度の所得の金額に対する法人税等の額に10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納税する必要があります。

- 2 定率法の償却率等の見直し等
- 3 欠損金の繰越控除制度等の見直し
- 4 貸倒引当金の見直し
- 5 寄付金の損金算入限度額の見直し
- 6 当初申告要件及び適用額の制限の改正



改正の詳細につきましては、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に下記のパンフレット等を掲載しております。

- 平成23年度 法人税関係法令の改正の概要(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律関係)
- 平成23年12月改正 法人の減価償却制度の改正に関するQ&A
- 復興特別法人税のあらまし

## 軽装実施中

期間:平成24年5月1日～平成24年10月31日

鶴見税務署では、上記期間中、  
夏季軽装(ノーネクタイ、ノー上着)で執務を行っています。  
皆様のご理解をお願いいたします。





## 鶴見国際交流ラウンジ

鶴見のまちは世界のまちです。

区民の30人にひとり外国籍の方で、80か国を超える国の方々が鶴見で暮らし、働いています。

鶴見には、人々が支え合い、互いの文化を理解・尊重しながら、国籍を超えて交流・活動し、鶴見ならではの新たな文化を育ててきた歴史があります。これは鶴見の誇りです。

鶴見区は、このまちに住むすべての人々の人権を守り、暮らしやすいまちづくりをめざします。

未来の鶴見が世界に誇れる「多文化共生のまち」となるための取組を区民、事業者、団体のみなさまとともに進めることをここに宣言します。

「鶴見区多文化共生のまちづくり宣言」  
平成20年6月 鶴見区長

現在、鶴見区の外国人登録者数は9670人(平成24年4月末現在)、横浜市内では中区に次いで2番目に多い区となっております。

鶴見では戦前から京浜工業地帯で働く沖縄出身者が多かったことから、1990年の改正入管法の施行に伴い沖縄から南米に渡った人達の子孫にあたる日系2世・3世が親戚や知り合いを頼って鶴見に多く住むようになったと言われています。

近年は中国出身者が年々増加してい

るほか、外国からの帰国者や国際結婚で生まれた人など、日本国籍であっても日本とは異なる文化を背景に持つ人も増えています。

鶴見区は、外国人の方にも住みやすいまちになるように、7カ国語で暮らしやイベントのなどの情報を提供する多言語情報誌「手をつなごう!つるみ」の発刊、日本の制度やしきみなどを通訳付きで学ぶ「外国人のためのつるみ暮らしガイド」の開催など、これまで様々な取組をしてきました。

そして、さらなる外国人の支援や交流活動を目指し、外国人と日本人の多文化共生をはかることを目的として、鶴見国際交流ラウンジが2010年12月5日(日)、スタートしました。

- 多言語による情報提供(窓口対応、情報誌、ホームページ)
  - 多言語による生活相談
  - 多文化共生に関する講座やイベントの開催。
  - 外国につながる子どもたちの勉強のサポート。
  - 日本語学習の支援。
  - 外国人の支援を行うボランティアの育成。
- 以上が主な事業となりますが、外国人の方と日本人の方が気軽に参加して相互理解を図るための交流事業も行っています。

南米の方にはダンスを教えてもらっ

て一緒に踊ったり、ダンスの合間には南米のお菓子や飲み物をいただき、中国の方とは中秋節をテーマとして月餅を食べ、お茶をいただき、二胡の演奏や山水画の実演を見たり、クイズやカラオケを楽しみました。また、韓国の方とは旧正月をテーマとして韓国のお餅、お菓子、お茶を味わい、日本のスゴロクに似た韓国のユンノリという伝統的な遊びを楽しんだり、それぞれの国の方に教えてもらいながら、参加された方が多文化に触れ、楽しみながらコミュニケーションを深めることを目的としたイベントも実施されています。

実際鶴見に住んでいても、外国の方と接する機会はなかなかありません。興味のある方は、是非お気軽に一度ラウンジをのぞいてみてはいかがでしょうか。

- 開館曜日・時間:月曜日～土曜日(9:00～21:00)  
日曜日・祝日(9:00～17:00)
- 休館日:毎月第3水曜日および12月29日～1月3日
- 交通:JR「鶴見駅」東口徒歩1分及び京浜急行「京急鶴見駅」徒歩1分
- 住所:〒230-0051 鶴見区鶴見中央一丁目31番2号 214 シークレイン2階
- TEL/FAX.:045-5111-5311  
045-5111-5312

鶴見区の外国人登録人 (平成24年4月末現在)

|     | 総数     | 中国     | 韓国・朝鮮  | フィリピン | ブラジル  | 米国    | ベトナム  | インド   | ペルー   | タイ    |
|-----|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 横浜市 | 77,856 | 34,006 | 14,877 | 6,871 | 2,822 | 2,393 | 1,894 | 1,518 | 1,478 | 1,472 |
| 鶴見区 | 9,670  | 3,375  | 1,782  | 1,061 | 1,248 | 127   | 117   | 214   | 491   | 126   |



### がんばる経営 応援します!! 横浜商工会議所 鶴見支部からのご案内

横浜商工会議所では、中小企業のための様々な事業や制度をご用意しています。

#### ■マル経融資

当所の推薦を経ることで、低金利、担保・保証人・保証料不要、相談料・手数料無料で限度額1,500万円まで日本政策金融公庫の融資を受けることができる制度であり、中小企業向け融資の代表的なもののひとつと言えます。

申込資格要件や申込手続き等につきましてはお気軽に当支部までお問合せ下さい。

#### ■日本政策金融公庫担当者による個別融資相談会

日本政策金融公庫・融資担当を招いて公庫融資の利用に関する相談会を無料で開催しております。資金繰りに関する相談等も受け付けております。

※13:00～16:00(第1火曜日、第2水～金曜日、第3水～木曜日)

10:00～16:00(第3金曜日、12～13時は昼休み)

※1時間ごとの事前予約制

#### ■法律相談

取引先に対する債権問題、雇用問題への対処方法、借地や借家に関するトラブル等、経営上のあらゆる法律相談に弁護士がお応えします。

※13:00～16:00 毎日(第2・4金曜日を除く)

※1時間ごとの事前予約制

#### ■専門指導員制度

当所が委託した各種専門家(中小企業診断士、税理士、公認会計士、司法書士、行政書士、弁理士、技術士、社会保険労務士)が、経営上のあらゆる相談にお応えします。

※事前予約制

#### ■生命共済

当所会員を対象とした共済制度です。横浜商工会議所のスケールメリットを活かし、割安な掛金で大きな保障。業務中・業務外を問わず24時間保障。毎年収支決算を行い、余剰が生じた場合は返戻金があります。掛金は損金又は必要経費に算入できます。

#### ■各種共済制度

経営者向けの退職金制度「小規模企業共済」は、掛金が全額所得控除となります。他にも、従業員向けの退職金制度「特定退職金共済」や取引先の倒産に備える「経営セーフティ共済」は掛金を損金または必要経費に算入できることから、いずれも節税目的で加入される方も多数おられます。

横浜商工会議所 中小企業経営相談センター 〒220-0004 横浜市西区北幸1-4-1横浜天理ビル3F  
TEL:045-620-3424 FAX:045-323-2180 <http://www.yokohama-cci.or.jp/>

## 新入会員紹介

平成24年4月～平成24年5月

| 支部名  | 法人名           | 正会員・賛助会員 | 代表者氏名  | 住所                       | 電話       | 業種                 | 紹介者        |
|------|---------------|----------|--------|--------------------------|----------|--------------------|------------|
| 市場   | (有)フジケン       | 正会員      | 武藤 健一  | 栄町通2-13-2                | 280-7425 | 業務用冷凍食品卸           | (社)保土ヶ谷法人会 |
| 上末吉  | (有)石原組        | 正会員      |        | 梶山1-19-13                | 716-8481 | 建設                 | AIU保険会社    |
| 鶴見中央 |               | 賛助会員     | 田野井 真一 | 鶴見中央4-5-11               | 501-6691 |                    | (株)小宮製作所   |
| 鶴見中央 | アシオ運輸(株)      | 正会員      | 山中 勝美  | 鶴見中央4-19-2               | 501-8548 | 運送業                | 小林化学産業(株)  |
| 鶴見中央 | (株)ショウエイワークス  | 正会員      | 加藤 進   | 鶴見中央4-36-30<br>サンセイビル202 | 506-2866 | 請負・派遣業             | 申し出        |
| 潮田   | (株)塗装鈴木       | 正会員      | 鈴木 仁志  | 朝日町2-89 E-654            | 504-2449 | 塗装工事               | AIU保険会社    |
| 潮田   | (株)O&T Agents | 賛助会員     |        | 神奈川区片倉2-36-22            | 481-4138 | 会議・イベント<br>企画運営、旅行 | (株)森松工業所   |
| 生麦   |               | 賛助会員     | 飯島 一則  | 生麦4-29-4                 | 501-7359 | 配管業                | 大同生命保険(株)  |

## 税務無料相談

第1・第3水曜日

■ 相談日 7月4日(水)・18日(水)、8月1日(水)・15日(水)

■ 時間 午後1時 ■ 場所 税理士会事務局(青色申告会館)

☆税務相談される方は 事前に事務局(電話521-2531)までご連絡ください。

なお、税理士の斡旋、無担保・無保証人・低利の公的融資の斡旋は随時行っておりますので、ご利用ください。

## 神奈川県からのお知らせ

### 法人設立／設置届出書などの電子申請を開始します

法人県民税・事業税及び地方法人特別税に係る各種届出書・申請書については、用紙に記載し県税事務所へご提出いただいておりますが、**8月27日(月)からeLTAXを利用した電子申請の受付を開始します。**是非、ご利用ください。

なお、届出書・申請書用紙による受付も引き続き行います。

#### 【利用可能な届出書等】

- 法人設立／設置届出書
  - 異動届
  - 法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書
  - 申告書の提出期限の延長の承認申請書(二)
- ※電子化されていない添付書類は、郵送等によりご提出ください。

#### 【電子申請の受付開始日】

平成24年8月27日(月)午前8時30分から

問い合わせ 所管の県税事務所にお問い合わせください。

※県税ホームページにも情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

[県税便利帳](#)

[検索](#)

# 内藤労務管理事務所

〈併設〉 労働保険事務組合 神奈川労務管理協会  
(厚生労働大臣認可団体)

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-32-1 UNEXビル402号  
TEL.045-501-1551 FAX.045-501-7564

業務内容

労務管理相談(採用から退職まで)  
労災保険、雇用保険に関する事務の一切  
健康保険・厚生年金に関する事務の一切

- ◆事務のすべてを代行しますので事業主の負担が軽減されます。
- ◆事業主、家族従事者、建設業の自営業者も労災保険に加入できます。
- ◆官公庁への報告、出頭、届出、調査を代行します。
- ◆人事、給与の秘密が保てます。
- ◆給与計算事務もおこなっています。

## 労働保険のお知らせ

労働保険(労災保険・雇用保険)の確定・概算申告はお済みですか。  
申告・納付はお早めに

**【 申告・納付期間は  
6月1日(金)～7月10日(火)です。 】**

労災保険と併せて石綿健康被害救済のための一般拠出金も申告・納付となります。

お問い合わせは  
神奈川労働局 労働保険徴収課  
適用第1係・第2係・第3係 電話:045-650-2803



公益社団法人 鶴見法人会員

確定申告書ご提出の際は、お手数ですが  
この会員シールを切り取ってご利用下さい。